

中国ビジネスニュース

編集：香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

今月の注目トピックス

赴任・帰任時における個人所得税申告実務上の注意点について

入国時 PCR 検査等の規制は残りつつも、ゼロコロナ政策が転換され、隔離措置が撤廃されたことに伴い、今後、中国現地法人への赴任、日本本社等への帰任の人事異動も活発に行われると推測されます。今回は、赴任・帰任時における個人所得税申告実務に関わる若干の注意点についてお伝えします。

【赴任時における注意点】

① 工作許可証及び就業類在留許可（居留許可）の取得有無

中華人民共和国出境入境管理法第 41 条には「外国人が中国で就労する際には、規定に従い工作許可証及び就業類在留許可証を取得しなければならない。いかなる組織及び個人も工作許可証及び就業類在留許可証を取得していない外国人を雇用してはならない」と規定され、第 43 条には「規定に従い工作許可証及び就業類在留許可証を取得せずに中国国内で就労した場合」は不法就労に該当すると定められています。2019 年前後から出入国管理局は外国人のビザデータと個人所得税申告データの照合を強化し、規定に違反する場合、処罰が科せられるケースが多発しました。隔離措置が撤廃された現在において、Z ビザでの入国後から工作許可証及び就業類在留許可証（以下、両証と表記）の取得までの期間は、工作許可証 15 営業日以内、就業類在留許可証 7 営業日となっており、Z ビザ滞在可能期間内（30 日）に工作許可証取得及び就業類在留許可証申請ができるようになっているものの、中華人民共和国出境入境管理法上は、Z ビザでの中国入国日や労働契約開始日ではなく、あくまでも両証取得完了後から就労・雇用が可能となっています。また、両証取得後における個人所得税の初回申告額と翌月以後申告額に大きな差がある場合において、初回申告額に両証取得前分給与が含まれるか否かの確認が実施され、給与明細や銀行口座情報等の提出が必要となる調査も行われており、個人所得税の申告開始の際は、両証取得及び給与の対応期間について確認が必要です。

② 銀行個人口座名義と税務申告名義の一致

個人所得税還付が発生する場合、銀行個人口座への返金となり、その際、銀行個人口座の登録名義と個人所得税申告名義・氏名が完全に一致する必要があります（氏名の順番、アルファベットの大文字小文字、氏名の間における空白の有無を含む）。

現行の個人所得税申告システム上は、漢字での氏名登録も可能であるものの、中国ローカル銀行の個人口座名義は、アルファベットです。なお、キャッシュカードに氏名の記載がある場合にも、カード上はアルファベット大文字のみであるため、実際に登録されている名義を口座開設時の申請書や取引明細の印字情報で確認の上、申告名義と一致させることを推奨します。

【帰任時における注意点】

① 非居住者の個人負担分中国社会保険料

暦年の中国滞在日数が 183 日に満たない非居住者は、社会保険料控除（専項控除）は適用できません。非居住者への変更時、個人負担分社会保険料への課税が必要です。

② 帰任後も中国ローカル銀行個人口座を維持

中国滞在日数変動による居住者もしくは非居住者への変更に伴い、個人所得税還付が発生する場合は、上記の赴任時における注意点②に記載の通り、銀行個人口座への還付となります。帰任時に銀行個人口座を抹消した場合、還付を受けることができないため、帰任前に還付手続を伴う確定申告（居住者）、清算申告（非居住者）を行う必要があります。なお、規定上は帰任前に各手続が可能であるものの、非居住の場合は年途中において滞在日数が確定していないことを理由に翌年 1 月 1 日～15 日での清算申告、居住者の場合は翌年 3 月～6 月の確定申告にて手続を行うよう指示されるケースがあります。個人所得税の精算が完了していない場合、帰任時においても銀行個人口座を抹消しない対応が必要です。

また、各手続において、現地法人での源泉徴収記録や個人の納税記録（納税証明書）が必要となり、当該の納税記録取得手続時にはパスポート原本が必要となります。還付については、銀行個人口座が維持されていれば事後での対応も可能であるものの、追納が必要となる場合は、期限超過による延滞金の発生もあり、出国前に調整もしくは税務局において事前準備を行うのが適切です。

【日本本社の処理における確認事項】

① 日本出国時の年末調整

年の途中で海外へ赴任となり、海外での勤務期間が 1 年以上となる場合、通常は年途中までの給与・賞与について日本出国時までには年末調整が行われますが、上記の通り中国赴任時には両証の取得までに入国日から 1 か月程度必要となり、また、Z ビザでの入国後、諸事情により日本に急遽帰国し、ビザの取り直しとなるケースもあります。中国出入国管理上のリスクも鑑み、日本出国時点においては、出張ステータス（日本居住者）を維持し、両証取得後において、駐在ステータス（日本非居住者）に変更する等の対応を検討する必要があります。

② 日本本社支給給与の中国現地法人への請求（日本本社支給給与の中国現地法人による負担）

海外駐在員に対して日本円給与を日本本社が支給する場合、中国現地法人に請求し回収されるケースが多いと考えられますが、中国現地法人から日本本社への送金・返金に際しては、中国個人所得税の課税（銀行への納税記録の提出）が必要となります。中華人民共和国出境入境管理法により、両証取得が中国での就労・雇用の条件となることから、現状においては、中国個人所得税の申告・課税も両証取得後とならざるを得ず、中国現地法人での日本支給給与の負担開始もこれに合わせ、かつ、日本本社と中国現地法人との出向契約の見直し等も必要になると考えられます。

政策・経済トピックス

【新政策動向】

■ データ管理の部局を新設へ

3月7日、中国政府は国内の膨大なデータを管理する国家データ局を新設することが、全国人民代表大会（全人代、国会に相当）に提出された計画で明らかになった。データ資源の共有、開発の調整などを行う。同局は国家発展改革委員会（発改委）の管轄下となり、発改委と国家インターネット情報弁公室（CAC）の機能の一部が移管される。産業間の情報資源の交換やスマートシティの促進なども行う。

■ 外国人渡航者の受け入れ再開

3月15日より、外国人の中国渡航ビザと入境政策が更新された。2020年3月28日以前に発給された有効期限内のビザで訪中が可能になった。中国大使館によると、海南島や上海に寄港するクルーズ船を対象としたビザ免除の措置及び外国人が香港、マカオから広東省に入るケースや、東南アジア諸国連合（ASEAN）諸国から桂林、広西チワン族自治区を訪れる団体へのビザ免除も再開される。渡航者には依然として、出発前48時間以内に新型コロナの検査を受け、税関の健康申告書に結果を記入することが義務付けられる。

【経済動向】

■ 2022 年人口は前年比 85 万人減の 14 億 1,175 万人

中国国家统计局は「中華人民共和国国民経済・社会発展統計公報 2022」を発表した。試算によると、2022 年末時点の中国全土の人口は前年末より 85 万人減の 14 億 1,175 万人だった。うち、都市部の常住人口が 9 億 2,071 万人を占めた。出生数は年間 956 万人、出生率は 6.77‰、死亡数は 1041 万人、死亡率は 7.37‰、自然増加率は -0.60‰ となった。

■ 景気持ち直しも雇用回復に遅れ

中国の雇用回復が遅れている。国家统计局によると、2023 年 1 月～2 月の都市部失業率は 5.6% で前年同期より 0.2 ポイント高かった。新型コロナウイルスを封じ込める「ゼロコロナ」政策の終了でサービス消費は回復したが、生産は緩やかな持ち直しにとどまった。製造業や建設業の比率が高い中小都市で新規雇用がふるわなかったことが原因としてあげられる。

【日系・外資企業動向】

■ アートネイチャー、中国版抖音にブランド旗艦店をオープン

毛髪に関する総合サービスを提供するアートネイチャーは、中国でデイリーアクティブユーザー 6 億人が利用する短尺動画プラットフォーム中国版抖音（TikTok）に、「アートネイチャー海外旗艦店」をオープンし、ライブコマースを活用してヘアケア商品の販売を開始した。

■ ジェトロ、焼酎の魅力をアピール

3月16日、日本貿易振興機構（ジェトロ）は、上海市黄浦区で BtoB 向けに焼酎の試飲・販売イベントを開催した。輸入業者など 17 社が出展し、九州と沖縄の 26 酒蔵・123 銘柄の焼酎をアピール。来場者に焼酎の魅力を伝えるため、利き酒師を招き焼酎の飲み方などをレクチャーした。イベントには日本料理店の関係者を中心に 300 名以上が来場した。

【人民元情報】

人民元市場レート（2023 年 3 月 17 日時点）

外貨名 100 日本円

中間値 5.1770 人民元

【中国ビジネスワンポイントアドバイス】

人的資本の情報開示に向けて

日本では 2023 年 3 月期から、上場企業約 4,000 社の有価証券報告書で「人的資本情報」の開示が求められるようになりました。内閣府令によると、

（2）人的資本、多様性に関する開示

人材の多様性の確保を含む人材育成の方針や社内環境整備の方針及び当該方針に関する指標の内容等について、必須記載事項として、サステナビリティ情報の「記載欄」の「戦略」と「指標及び目標」において記載を求めることとする。

となっています。

今後、この義務化がどこまで広がっていくかは注視しておきたいところですが、過去の例を鑑みれば、対象企業本体のみならず、関係会社、取引先等にも同様の要求が来ることが予想されます。弊社ではこれまでクライアント企業に向け、「組織戦略、人材戦略」の重要性をお伝えしつつ、経営及び人材育成戦略策定のご支援等を行って参りましたが、いよいよ制度的にも「人を大切にする経営」が、Must となる時代が来ようとしているということでしょう。

多様性の確保は、現在のところ女性活躍の意味合いが強そうですが、今後は性別のみならず、国籍、年齢、キャリア等による違いをなくしていく取り組みが求められることになっていくと思われます。

人材育成方針とその指標の内容とは、まず形としては研修教育体系が整っている必要があるでしょうし、本質的には、そこに確固たるポリシーが求められることになるでしょう。

「戦略」と「指標及び目標」の記載について、現状では、必須事項とはいうものの、ガイドラインを参考に企業の裁量で柔軟に書けば良いようにはなっています。そもそも「サステナビリティ」「人的資本」等の用語が、厳密に何を指すのかが定まっていませんし、どんどん変化しているという背景もあることから、**大事なことなので必須とするが、中身は自分たちで考えなさい**というスタンスなのでしょ

う。そして開示指針では、**人的資本の可視化は「経営者自らの明確な認識やビジョンが存在すること」が前提**となっています。これはつまり、人事部などの担当者に丸投げして、労務管理と標準的な研修だけ整えておけばいいか程度の考えでいる会社には、「ダメ」の烙印を押そうということかと思われます。

経営トップ自らが人的資本充実のために行動するか、少なくとも役員として CHRO を指名しての取り組みになっていなければ、世の中に受け入れられないようになっていくのかもしれません。会計で不正をやってしまえば社会的に大きな罰を受けますが、これからは「人事が不正（サステナブルでない）」でも、同様に社会から認められない（現象としては、株価が下がる、取引を切られるなど）ようになっていくとすれば、日本企業の多くがかなりの変革を求められるのではと感じます。

在中日系企業の皆様は、これに対応する準備ができているでしょうか。財務部長はいるけれど人事部長はいない、明確な人事戦略が現地にない、などの状況であれば、是非先んじて変えていただきたいと思います。これから本テーマについてお伝えしていく機会を増やしていきたいと考えています。

ビジネス相談

香川県上海ビジネスサポーターでは、会計・税務、人事労務、経営、法律などのご相談に無料でお答えしています。お困りの際は、香川県上海ビジネスサポーターまでお気軽にご相談ください。

【相談事例のご紹介】

➤ 質問

【精米の販売に関するご相談】

農家で精米した米を EMS で中国の個人宅に届ける形で販売したいと考えております。業者を挟まずに個人で米を販売するのは可能でしょうか。

➤ 回答

まず前提としまして、中国への日本産精米の輸出につきましては様々な制限がございます。

＜抜粋＞

「日本産米の中国向け輸出に当たっては、植物検疫条件により、中国側が認可した指定登録施設で精米・くん蒸等がなされたお米のみ輸出できることとなっています。このため、指定登録施設を有しない事業者の方が輸出をするためには、指定登録施設での精米・くん蒸を委託するか、新たに中国政府に指定登録施設の認可を受ける必要があります。検疫条件は、基本的に、商業用のものに限らず、個人消費用、サンプルなどの、少量の輸出であっても適用されることとなります。」

とありますため、実務上専門業者が間に介入する形でないと、中国でのお米の販売は難しいかと存じます。

実際、他社様の例を見ますと、日本から輸入した日本産米は一旦、中国の輸出入会社 COFCO（中糧集団）が大元となって輸入米を管理し、COFCO から中国各地の米仕入業者に販売され、その後各食品販売会社に販売されています（これが暗黙の了解となっているようです）。

香川県上海ビジネスサポーターの利用できるサポート内容ご案内

<現地視察の支援>

- ① 現地視察に対する企画提案・アポイント手配 ② 現地視察に対するアテンド・通訳

<ビジネス展開の支援>

- ③ 県内企業及びその現地法人等からの依頼によるビジネス相談 ④ マッチング候補企業情報の提供等（基礎調査） ⑤ 中国企業とのビジネスマッチング・商談機会の創出 ⑥ 他県共同中国セミナー開催 ⑦ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアポイント手配）（有料） ⑧ マッチング候補企業情報の提供等（商談に係るアテンド）（有料）

<対象外の業務> ビジネスを伴わない観光目的での視察、適法性が疑われるもの。公序良俗に反すると思われるような業務等。

<利用対象地域> 上海市、江蘇省、安徽省、浙江省

<利用申込資格> 香川県内に本社又は事業所を有する企業及び商工関係団体等。香川県内に本社又は事業所を有する企業で、中国に進出している現地法人、支店、駐在員事務所

<利用者が負担する費用> ①②③④⑤⑥のサービスは無料です（ただし、渡航費、宿泊費等は利用者の負担）。⑦⑧のサービスは有料です。利用申込書提出後に利用者が負担する費用を事前にお支払いいただきます。

香川県上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、以下 URL からお申込みください！

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/sangyo/kaigai/03.html>

~~~~~  
香川県上海ビジネスサポーター 池田 博明

〒200030 上海市徐匯区虹橋路 1 号 港匯中心 1 座 25 楼  
（上海邁伊茲（マイツ）諮詢有限公司 浦西事務所内）

E-mail: kagawa@myts-cn.com

上海ビジネスサポーターの支援をご希望の場合は、こちらを検索！！

香川県 上海ビジネスサポーター

検索